

原文に忠実な魏志倭人伝の解説

——後漢書の倭国観の誤謬を重点とする研究——

牧 健 二

【要約】 この論文の目的は、魏略・魏志と共に原始倭人伝研究の根本史料として重視されてきた後漢書倭伝の倭国観が魏志倭人伝の難解と密接な関係にあることを論証し、従来の倭人伝解釈が基本的な点において誤っていることを明らかにし、以て原文の文章字句に忠実な新解釈を提供することに存する。まず(一)後漢書倭伝が倭国を以て対馬国以下三十許国を含む大王国家の如く見ていたこと及びその理由を述べ、次に(二)かような倭国観は魏志倭人伝における倭国には妥当しないことを説き、後漢時代の事実としても後漢書の倭国観の正当性が疑わしいことを論じ、また女王国は倭国の異名であることを論述する。進んで(三)邪馬台国を女王国と見る従来の見解を否定し、従来行なわれた三十許国を含む倭国観と邪馬台国・女王国説と対馬国以下八国間の行路の連続的説法との三者が「自女王国以北」の理解を不可能ならしめていることを指摘した後、(四)「自女王国以北」が不弥国までの六国の地方であること、行路記事の解釈に戸数道里の「略載」の意味の究明及び倭国形成の法理上より論証し、最後に(五)倭人伝が難解であった理由の総合的説明を、主として後漢書の倭国観との対照において行ない、倭人伝が何を以て戸数道里記載の書式とし、何を以て倭国形成の法理としていたかという規範的認識を欠いていたため、後漢書の誤謬を踏襲したことが従来の研究の欠陥であることを説く。

はしがき

魏志倭人伝の解説は今日依然としていわゆる近畿説と九州説とに分かれて定説をみない。両説は共に、対馬国以下

国名の明らかな三十国から狗奴国を除いた二十九国を倭国

の中に含ましめ、対馬国から邪馬台国までの八国の各国間の行路の記事を全部連続せしめて読み、また卑弥呼が国王

であった女王国を邪馬台国だとしている。ただ邪馬台国の

位置を求める上で、近畿説は原文には南とある方角を東に

かえ、九州説は方角は南に向かうが最後の邪馬台国への陸

行一月を一日に改める。だから両説共に原文に変更を加えて読むのであって、原文に対して忠実な読み方とは云えない。之に対し伊都国以後の記事について、榎教授の列挙的読法が新説として提出されたが、邪馬台の位置との關係において矛盾するので、折角の新説だが成立しないことになつてゐる。こんなわけで日本に関する中国の最古の詳細で且つ最も信用するに足りる貴重な史料を利用しうるに至つていないということは洵に惜しむべきことである。

倭人伝にはたとい事実の記載に誇張があり、何程か日本の地理の実状に合わないところがあるとしても、文章そのものは読めないものではあるまいし、その内容も不可解なものではあるまい。方角でも距離でも原文の文字どおりに読んで、筋のとつた第三世紀の倭人の国土と社会との叙述に接することのできる史料であらう。倭人伝を忠実に原文の意味を捉えることができるように読む解説の途はどこに在るのであらうか。

筆者は約十三年前から倭人伝にとりくみ、その字句の一つ一つを詳しく吟味し、且つ倭人伝を含んでいる魏志の烏丸鮮卑東夷伝の諸国諸族に関する記述及び三国志における

關係ある用語の使用法に照らして、倭人伝の正しい理解を深めるように努めた。そうしてやつと一昨年（一九六二）の初になつて原文に対する忠実な読み方に到達したと信ずることができるようになつた。管見によれば、倭人伝の行路に関する原文は、前漢書の地理志・西域伝・西南夷伝に使用されていた行路記事の書式に従うて書かれたものであり、殊に西域伝における各国に関する戸数道里の書式を採用したものである。また管見によれば、倭人伝において倭国と称はれている国家は諸国が共同してその国王を立てた連合国家であつて、女王国というのは倭国の異名であるが、倭国の国制を正確に認識することは、「自女王國以北」の位置及び倭人伝の諸国間の行路に関する記事を正しく解説するために最も必要な条件であると云わねばならない。一九六二年の九月号の本誌に發表した「魏志倭人伝における前漢書の道里等書式の踏襲」と題する拙稿は主として上記の書式について述べたものである。だが女王国は倭国の異名であつて、古来の伝統的確信の如くになつてゐる邪馬台国が女王国であるという解釈が根本的に誤つてゐるという点については、前稿ではまだ満足な説明を行なつていない。

その上に倭人伝に関する解釈上の錯誤と矛盾とが、魏略・魏志が書かれた後百数十年後に撰ばれた第三の書である後漢書の倭伝における倭国に関する認識において早くも既にその端を発していることは、従来後漢書が倭人伝の解釈に大きな影響を与えているだけそれだけ多く、魏志倭人伝の原文に対して忠実な解説を行なおうとするとき、特に検討を加えておく必要があると思うのである。それでこの論文では後漢書倭伝に見える倭国観を中心として、私が正しいと信ずる倭人伝の新解釈を再論しようと思う。

一 後漢書倭伝は対馬国以下三十許国を倭国の中に含ませていること及びこの倭国観を生じた理由についての考察

東アジアの先進国民たる中国人が初めて遠く海を渡ってわが倭人の地に来り、初めて詳細に彼等の見聞に入った範圍の倭人の社会と国家とについて記録した魏志倭人伝は、同時に中国人に知られていた地方の倭人が初めて諸部族の結合によって統一国家を作り、その君主が使節を中国に派遣して、継続的な国交を開始したことに關する貴重な記録

である。だから戦後日本国家の起源に關する自由な研究が開かれると、倭人伝研究が旺んになったのは至って当然のことである。だがこの貴重な文献が今日に至るも不可解の書であり、依然として女王卑弥呼の謎が解けないということとは惜しんでも余りあることである。なぜその謎は解かれないのであろうか。思うに倭人伝に關する不可解の原因は、我々が従来当然正しいと信じてきた何物かについて、意外にもその誤っていることに気がつかず、誤った前提を許したままであるので、いつまでたっても解説の曙光を見ないのではあるまいか。そうでないと、われわれがいつまでも女王卑弥呼の鬼道にまどわされているはずはないからである。

私は伊都国以後の残余里数が千五百里であり、それは倭人伝では一支（壹岐）から末盧（松浦）を経て伊都（杵土）に至るまでの短距離であるから、伊都国から南方の邪馬台国に至るまでの千五百里の行路についても、それに一致するような解釈があるはずだと考えて多年研究を積んだ。そうしてその結果、従来の倭人伝の解釈は三つの基本的な説み方の上に成り立っているが、その三つがいずれも誤まっ

ていることを知った。またこの誤解の発生と存続には、後漢書倭伝の初に出てゐる倭国概観が或は誘因となり、或は支柱となつてゐることを発見した。だからここにそれについて述べようと思う。正しい読み方は三国志が前漢書の次に書かれた断代史であり、本誌一昨年(一九三〇年)の九月号の拙稿「魏志倭人伝における前漢書の道里等記載書式の踏襲」で述べたとおり、魏志倭人伝は前漢書の地理志・西域伝・西南夷伝において使用された戸数道里等記載の書式に則つて書かれてゐることが明らかであるから、倭人伝難解の焦点たる対馬国から邪馬台国に至るまでの行路記事をそれに従つて読めば、前掲の南方千五百里の行路についての説明はもとより、他に従来問題にされてゐなかつた部分において存在する重要な問題が解決されることにより、倭人伝に関する宿年の疑問が初めて氷解すると信ずるに至つた。

さて三つの伝統的に基本的な読み方というのは、第一に、対馬から邪馬台まで八国間の行路の記事を連続的に読んできたこと。第二に、邪馬台国を女王国と同視してきたこと。第三に、対馬国以下倭人伝に国名が明らかかな三十国から狗奴国を除いた二十九国を全部倭国の構成国と見てきた

こと。以上の三つである。管見ではこの三つの読み方はすべて誤つてゐると云わざるをえないが、ここでひとつ留意を要することは、それらは誤つた読み方であるにかかわらず、原文の文字や文体を深く吟味しないで普通に読むと、誰が読んでもいかに自然的に受けとれる読み方である上に、三者は互に相依り相扶ける相互連関の關係に立つてゐるので、誤が見つかりにくい表現になつてゐることである。特に第一の連続的読み方は最も自然的な読み方である。如くに眼に映ずるのだが、これは倭人伝の原文では伊都国を経て大体南北にわたる線であつて、それが第三の対馬国以下二十九国が倭国を構成すると云う読み方と一見して矛盾なく結びつきうると感じられる上に、第二の邪馬台国・女王国の読み方との關係においては、女王の都する国は当然女王国だと云つてよいと思えるので、「自女王国以北」の諸国の位置を考定するに当たり、「以北」という文字は、行路記事を右の如く南北にかよう一線上において読むとき、最もよく読めるとされて来たのである。このような三つの読み方の間における相互連関の關係は第二からも第三からも云える。だからもし第一の行路の読み方について、伊

都国から先はこの国を起点として各国別に列挙的に読むべきだとする新説が出て、第二と第三の読み方が旧説のままで、それらが応援するので折角の新説が後述のとおり救いがたい矛盾に陥るのであった。

その上に右の読み方は後漢書の支援をえているので強い自信を有つことができたのである。前記第三の対馬国以下二十九国を倭国の中に含ませる説法は、後漢書倭伝における倭国観が倭人の三十許国をすべて大倭王の下に統合されていたとしているのに、恰も一致した読み方である。後漢書は第二く三世紀の倭人の社会と国家とを理解するために、魏略や魏志と相並んで重宝がられてきた本である。その撰述の年代は両書の撰述から百数十年を下つていても、歷代においては後漢は三国の魏に先きんずるので、史料の吟味を今日ほどやかましく云わなかつた時代には、古い倭人に関する史料としては、後漢書の方を魏志よりも重んじたほどである。今日でも後漢書倭伝によつてのみ知られる貴重な史料があるので、それらの部分は大切な史料である。ただこの倭伝の初に見える倭の三十許国全部を倭国の中に含ましめることは、これから逐次説き明かすように後漢時

代の史実という点から考えても明らかに疑問視されるべき読み方であるにかかわらず、魏志倭人伝の読者に対してまでそのような読み方を誘発し又は誤つた読み方を支持する材料になつたので、従来それが長く倭人伝の正しい解釈を妨げて来たのである。なぜそのように云えるか。まず後漢書倭伝の倭国観から吟味しよう。

後漢書東夷伝中の倭に関する部分は魏志倭人伝に比べると遙に簡略であるにかかわらず、その文の初に見える倭国の体制に関する概説は、倭人伝の解釈のために参考になる重要な記述だとして重宝がられてきた。「倭は韓の東南大海の中に在り。山島に依つて居を為す。凡そ百余国なり。武帝朝鮮を滅ぼしてより、使駅して漢に通ずる者三十許国。国皆王を称し、世世統を伝う。その大倭王は邪馬台国に居る」。この概説の「漢に通ずる者三十許国」までは、従来の通説どおり、前漢書と魏略や魏志の文を混合して作られたのであろう。「国皆王を称し、世世統を伝う」の中の「世世統を伝う」もまた伊都国王に関する魏略や魏志の文を参考にしたのであろう。「その大倭王は邪馬台国に居る」とあるのが、倭人伝における「邪馬台国、女王の都する所な

り」に当たる叙述であることは云うまでもない。だが後漢書のこの倭国概説には後漢書が魏略や魏志を材料にして、三国時代より前の後漢時代の倭国を逆推的に書いているところ、歴史記述の態度における特色が存在するのであるから、それをまた逆に魏志倭人伝の解釈に参考しようとするならば、学者はまず後漢書のこの記述は魏略や魏志に対する後漢書の解釈を基礎にしたものであるという点に深く留意することを要するのである。^①

なぜ後漢書は魏志や魏略を材料にして後漢時代のことを書いたのだと云うのか。それは後漢書倭伝の内容が、魏志や魏略が倭について伝える所とよく一致するのみならず、それと一致するより他に途はなかったからである。中国人が倭地の地理と倭人の社会とについて詳述することができようになつたのは、魏の景初三(二三九)年に卑弥呼が初めて使節を魏につかわしたのに対し、魏の帯方郡の使節が明帝の詔書を奉じて倭国に詣り、対馬・一支・末盧・伊都の四国の実地へ足を踏み入れ、倭人の社会や国家のことを初めて、現地において見聞するようになった時から後のことである。だから第三世紀の初め後漢が亡びるまでには、

中国人は倭地や倭人については甚だ無知であった。漢に朝貢した奴国や伊都国などの使者や通交のためにやってきたその他の倭人から、もちろん雜聞する所はあつたに相違ないが、後漢書の内容がそれによつたのではなく、魏志や魏略を主要な根本史料にしていることは内容から考えて疑がない。そうして魏志倭人伝には倭国は国初から七八十年たつと大乱に陥つたと伝えているが、後漢書はこの大乱を桓・靈兩帝の頃なりとし、更に流布本には安帝の永初元(一〇七)年に倭国王帥升等が生口百六十人を獻して請見を願うたと書いているから、倭国をその頃に成立したものと考へていたようである。^②だから、その東夷伝に倭国を書くときには、この辺の推定をもとにして書いたものと思う。

なお後漢書は南朝宋の范曄が左遷されて丹陽郡の太守であった時、東漢に関する諸書を集め、それらを比較対照し取捨して撰述した本である。彼以前に東觀漢記以下數十家が後漢の歴史を書いていたといわれ、後漢書と名づけられた本も沢山出ていた^③から、既にそれらの編集書において倭国に關し後漢書倭伝の前記の倭国概説と同一内容の記事が、魏志や魏略などを材料にして書かれていたのだらうと思う。

両書以外に倭について書いた原史料がなかったとは断言しえないが、後漢書倭伝を見たところでは特に変わったものがあつたとは思えぬ。そうして范曄は既存の編集書を用い、それらから取捨して倭伝を書いたのであり、彼みずから魏志や魏略を利用したのではあるまい。彼はそれだけの余裕もなく、倭国について特にそれだけの熱意を持ち合わせてはいなかつただろうと思う。

後漢書倭伝の倭国概説が、後漢時代に倭国には三十許国あつて各国には皆世襲の王があり、邪馬台国の国王が彼等の上に立つていたと書いているのは、もとの材料が魏志倭人伝又はその種本であつた魏略から出ていることは既考のとおりだが、なぜ三十許国に皆王があると云つたのが問題である。魏略や魏志で倭国に属する国は国名の明らかかな三十国から女王国の敵であつた狗奴国をのぞいた二十九国で、それが後漢書の三十許国に相当するが、魏志倭人伝ではこの中で国王のあること明白なのは伊都・邪馬台の二国のみである。行路の記載ある八国中の五国までは官のみで王はない。記載のない末盧国も官のみだつたと思う。斯馬国以下国名の明らかかな二十一国については王名も官名も書

かれていない。それだのに後漢書はなぜ三十許国皆王有りと書いたのか。まず之が問題になる点だが、後漢書もまた魏志と同様に倭国が大乱の後、女王卑弥呼を諸国が共に立てたことを述べているのだから、後漢書は倭国が卑弥呼など倭国の国王を「共に立てた」諸国から成り立つた国であること、及びそれらの国は倭国王を共同して立てたのだから、当然皆それぞれの王を有する国であつたのに相違ないこと、この二つの推定を行なつていたのに違ひなからう。だから、たとい魏志の倭人伝や魏略などに、明かに王のない数国の名が見えていても、それは魏の時代のことであつて後漢時代のことではない。後漢時代の卑弥呼の時代には三十許国に皆王があつたかも知れぬ。よしたといその頃は王のない国ができていたとしても、それから七八十年前倭国ができた当初にはどの国にも王があつたのに相違なからうというような推定をしていたものと思う。

だからこの点において後漢書は魏志や魏略を材料にしたがら、それらに見える倭国とは異なつた状態の倭国の存在を後漢時代のものとして推定していたわけだが、それならばなぜ魏の時代には官あつて王なき国ができていたのかと

いう疑問に答えるだけの準備がなければならなかったわけである。それはどうなのかと云うと、後漢書は倭国王の共立を永続的に行なわれた連邦王の共立の如きものとは見ていなかったであろう。秦を討つために蹶起した楚の項羽は項梁と共に懐王を擁して挙兵したが、項梁の死後彼に代つて楚軍を率いた。その時諸將は共に項羽を立てて仮の上將軍にした。まだ懐王の命をえていないので仮と云つたのだが、前漢書項籍伝には、「諸將」相互して共に羽を立てて仮の上將軍となす」と見える。その後彼の權威益々加わつて西楚の霸王となるや、彼は旧の六国の子孫や功臣たちを各地に分封して王となし、自らも九郡を領した。後漢書では倭国王の共立をこの項羽の共立に似たものと考えていたのではなからうか。だから共立とは云つても盟主である那馬台国王は大倭王であり、倭国は封建国家か大王国家の類で、大倭王は彼を共立した諸国の上に立つて彼等を支配したのみならず、彼の意に反する王や弱い王を逐次たおして彼の統一王国を建設することができたもののように考えていたのであろう。④ 後漢の光武帝から金印を賜つた倭の奴国王を倭国の極南界にあるとしたのは、伊都国の次の奴

国は戸数二万の大国ではあるが、官のみあつて王がない。官は倭国(女王国)の官である。だが光武帝から金印を賜つたほどの国が魏の時代とはいえ、倭国王の属国になつたりするほど貧弱な国ではないだろう。斯馬国以下二十一国の最後に奴国が見えるが、これこそは金印の奴国であり、倭国王卑弥呼等の共立に参加した王国だろう。この考え方が後漢書が金印の奴国を倭国の極南界だと書いた理由だろうが、この考え方が倭国王の地位を以て、諸国から共立はされてもそれは名のみにとどまり、気にくわぬ国や弱い国を倒おすことのできる大王国家的存在であると考えていた証拠だと思ふ。⑤ 殊に後漢書の撰者范曄は倭の五王の時代の宋に属するから、大和の倭国への連想が魏略・魏志の倭国にも及ぼされ、倭国觀を支配したということも十分考えうることである。だが倭国王の共立はそのようなものではない。倭国の建設から卑弥呼を経て台与に至るまですべて連合国家即ち複合国家即ち連邦の盟主の共立であつた。⑥ 盟主が倭国内の氣にくわぬ国や弱い国を次々にたおしうる単一国家たる封建国家や大王国家になる可能性のないものであり、その反対に盟主のやり方が悪いと内乱に陥りやすく、台与

の後は次第に分裂解体していったのである。^⑧

後漢書は魏略や魏志の類を材料にして独自の解釈を下したものであるから、我々は魏志倭人伝を本にして後漢書の倭国観の当否を吟味することができる。魏志倭人伝を正しく解釈しようと思うならば次のような吟味がぜひとも必要なのである。その一つは後漢書の倭国観は後漢時代の倭国の構成について果たして正しい見解を立てているかどうかについての吟味である。他の一つは後漢書の倭国観はそれを魏志倭人伝の解釈のため、どの程度に参考することができるかということである。後漢時代の倭について書くのが後漢書倭伝のなしうることであつたのだから、その中に魏の時代になって初めて知れたことを詳しく書くわけにはいかなかつた。例えば伊都国は魏の郡使が倭との往来に常に駐まる所で、魏・带方郡及び韓と倭との外交の要地であつたとか、女王国は伊都国に一大率を置いて「女王国より以北」の諸国を検察したとかというが如きはそれである。また伊都国の前後の各国の行路の記事も書くわけにはいかなかつた。然るにこれら伊都国に関する魏志の記述は、倭国の構成を理解する上に甚だ重要である。だから次にはこの二方

面から後漢書の倭国観を吟味してみよう。

二 後漢書の三十許国倭国観を魏志倭人伝

の倭国解釈に採用することの困難及び後漢書の倭国観それ自体についての疑問

後漢書はその名が示すように後漢時代の史実の記録として撰ばれた本だから、対馬国以下三十許国に皆王があつて、かれらの上に立つ大倭王は邪馬台国に居るといふ倭国概説は、主として卑弥呼共立の原因になつた大乱以前の倭国について書いたものであり、魏志が伝える主として卑弥呼以前の倭国ではないはずだと云うことができる。だが現存の後漢書でも、その撰定に参考した類書でも、魏朝になつてから初めて明らかにされた倭に関する知識を利用したものである。魏略・魏志など魏の時代の記録を材料に使つて、卑弥呼以前の男王時代の倭国を、後漢書に見える奴国や回土国（伊都国）など国王のあつた倭人の諸国の存在を念頭におきながら、逆推的に書いたものである。だが魏志に書かれてある所を見ると、官はあるが王のない国がいくつもあるので、倭人伝を材料にする以上は二十余国に王ありとは

云えても、三十許國に皆王ありと云えない。

後漢書の時代だつて倭の「三十許國皆王あり」と云えたかどうか。頗る疑問である。倭の面土國即ち回土（伊都）國王帥升以下が生口百六十人を献じたということは、生口の数が頗る多いので、之が三十許國から成る倭國の通交だろうと、恐らく後漢書の想定を促がしたことであろう。だがここに特に伊都國王の名が伝えられたのは、この國が奴國と同様に古くから中國と交通していた關係上、倭國の最初の男王が、漢帝に対して請見を願うた外交交渉において、伊都國王に委任して交渉の任に当たらしめたので、この國王の名が倭國を代表する國王の名として漢朝に伝わったからだろう。こうした關係はあとまでつづき、魏の時代の伊都國は外交上の理由から特に國王の名を許されていたのである。この國は倭國創設當時から、九州北岸地方で特に王号を許された例外的存在であつたと云えよう。魏志の文では伊都國王は代々女王國に「統屬」すとなつている。⑩之は倭國王、女王國王に隸屬した國王であり、倭國を構成した國王即ち連邦の構成員たる國王ではなかつた。従つて、國王とは云つても自主權を有せず、また倭國王の共立に参加し

えない、名のみ國王にすぎなかつた。それだから對馬・一支・奴・不弥など魏志倭人伝では王のない（未慮も含め）ことの明らかな、後述のいわゆる「女王國より以北」の諸國は、たとい後漢時代にさかのぼるとしても、凡て王制のあつた國と考えることは到底できない。

次に奴國であるが後漢書は後漢の光武帝から金印を賜つた倭の奴國を、斯馬國等二十一箇國列記の最後の奴國だとしてゐる。その理由は前述の如くであるが、この想定はもちろん誤つてゐる。伊都國の次の奴國が地理的にも歴史的にも、倭人伝に見える戸数から云つても妥当であり、殊に光武帝が与えた金印と考定すべき金印が発見されたのだから、この奴國に相違ないが、この國は光武帝時代には獨立の王國だつたが、それから半世紀を経た安帝の時にはどうだつたらうか。安帝に対する生口百六十人進獻の時は倭國はできていたと思へるし、後漢書もその積りで書いたのだろうが、その時奴國には果たして依然國王があつたらうか。頗る疑わしい。奴國は倭國の構成國であるどころか、南方の倭國の攻撃をうけて亡ぼされ、倭國の屬國になつていただらうと思う。私は曾て中山平次郎氏の奴國の滅

亡を推定された考古学にもとづき、このことを考えたことがある。^⑩ 奴国でも伊都国でも魏志倭人伝によれば、後節で詳述するようにいわゆる「自女王国」以北の諸国中に属し、倭国即ち女王国の北方にあつて倭国の属国であつたから、もちろん倭国の中でその構成国であつたりするはずのない国々である。このことは恐らく倭国の大乱以前の後漢時代でも同様であり、殊に安帝の時生口百六十人を進献した倭の諸国の中でも、後に女王国ともよばれた倭国と倭国の北方の属国地帯との区別が既にできていたものと思うが、後漢書はいっさいそのようなことを考えず、三十許国には皆王があつて、邪馬台国にいた大倭王の下に統一されていたとしている。

ここに倭国の認識のために注意すべきことは、後漢書が倭とも倭国ともよび、また従来、魏志倭人伝の解釈において対馬国以下二十九の国名明らかた諸国の全部を含めて倭国と称んでいる地域は、倭人伝では倭地という方が正しいということである。狗邪韓国を「その北岸」と書いたのは「倭の北岸」であるが、之は「倭地の北岸」であつて「倭国の北岸」ではない。そのことは「参問倭地」、絶在海中

洲島之上、或絶或連、周旋可「五千余里」という文において、倭地の長さを五千余里としていることによつて明白である。この五千余里はこれまでに説かれているように、帯方郡から倭国の首都の所在地である邪馬台国までの距離一万二千余里の中から、帯方郡から狗邪韓国までの七千余里を引いた残余の里数である。云いかえると倭地の北岸たる狗邪韓国から倭国の都のある邪馬台国までが五千余里だといふのである。このことは倭地＝倭国の本土を意味するのではない。「参問倭地」とあるので知られるように、倭地だつたというのが正しい。従つて対馬国以下邪馬台国までの行路の記事は倭地に関する記事であるから、全部が倭国の本土の記事であつたときめてかかるわけにはいかない。然るに後漢書の倭国観において三十許国に皆王があるという場合には、対馬国以下の諸国を指し、従来、倭人伝の解釈においても、後漢書と同様に対馬国以下二十九国を全部倭国の本土の中に含まれるとしている。之に直接関連した事実として、魏志にあつては「女王国」と「自女王国」以北との区別があるが、後漢書では「女王国」の名があるだけで、「自女王国」以北の名も区別もない。後漢書に

この區別がないことは特に留意を要することである。

後漢書の倭国觀を魏志倭人伝の參考にすると、後漢書は三十許国に皆王があると云うけれども、魏志では對馬・一支・奴・不弥・投馬の五国には官名のみがあつて王名はない。末盧がぬけているけれども、同様に官名のみだつたであろう。国王があるのは僅に伊都国のみである。この事實は曾て別の意味で問題にされたことがある。倭人の諸国のうち国王があつたのは伊都・邪馬台・狗奴の三国のみだから、倭人の地は三地域に分かれていたと説かれたりした^⑩ものだが、果たしてそうだろうか。この三国の中で、倭国の女王の首府である邪馬台国に倭国の盟主になつた邪馬台国王があつたのは当然である。倭国王卑弥呼に對抗して戰を続けた狗奴国に卑弥呼とよぶ独立国の男王があつたのも自然である。ただ伊都国だけは国王があると同時に、ここには特に一大率を置いて女王国（倭国）が諸国を檢察せしめたのであるから、この国王の性格を邪馬台国や狗奴国と同様に見るわけにはいかぬ。この国王は完全に独立した国王ではなく倭国王に服屬していた国王である。だから魏志は伊都国については正副の官名をあげた後に先に指摘し

たとおり「世世王あり。皆女王国に統屬す」と書いている。統屬とは下官に服屬するが如く、女王国王の統率に服していることを云うのである。だからもちろん独立の国王でないのみならず、女王国王「倭国王の命令には服従しなければならぬ」という特質をおびた国王であつた。名は国王だが、實質上は官と異ならなかつた。後漢時代でも倭国との關係において伊都国王は他の倭国内の国王とは違つた性質を有する者であつたに相違ない。そのことはあとで「自女王国以北」の諸国を説明するとき、おのずから判明するだろうが、伊都国には上記の如き性質をおびた国王があり、しかも何世代か連続して女王国に統屬していたのである。

伊都に国王があつたように對馬・一支・末盧の三国にも国王があつたという説がある。それは翰苑所出の魏略の逸文に「其の国王皆女王に屬するなり」とある「其の国王」を上記の三国にもかけて読むことができるというのであるが、伊都国について正副の二官の名をあげた後に国王のことを書いた魏略の書法は魏志と全く同一であるから、やはり「女王に屬す」とは伊都国の歴代の王が皆女王国に統屬

したことを意味するというのが正しい読み方だと思う。このようなわけだから魏志に関する限り対馬・一支・末盧・奴・不弥・投馬の六国には官のみあって王はない。末盧国だけは官名の記載がないが特別の事情はないから正官の名と副官の卑奴母離とが脱けたのだろう。伊都国王と雖も王

は名のみで実質は官であった。更に方角はちがうが、邪馬台国から遠くはなれた日向にあつたと推定される投馬国も官があるが王はなかつた。だから後漢書が倭の三十許国には皆王があると書いているのは、既考のように後漢時代に於てすら通用しないとと思うが、魏志には全然通用しないと云わざるをえない。後漢の時代なら奴国には国王があつて光武帝から国王の印綬を授けられたほどだったから、他の諸国にも国王があると推察する余地があつたかも知れないが、魏志ではそんなことは絶対に云えない。

ここで注意すべきことは後漢書が倭国に所属していると書いている三十許国のうち、その國の所在地が明らかでないのは上記の諸国だけだということである。その他の國々については所在地が見えない。即ち斯馬国以下二十一國がそれであるが、それらの國はどうであつたのだろうか。国王の

ことなどはいっさい見えないけれども、凡て後漢書の云うが如く国王があつたのか。或はそうではなく、ある特定の國には王がなくて官のみあつたのか。このことがまた疑問になつてくるのである。

しかしながら斯馬国以下二十一箇國の大部の國々には王があつて、国王のない國はもしあつても極めて少数だつただろうということは云える。¹⁰⁾なぜそうなのかと云えば、魏志も後漢書も共に伝えているように、倭國という國は後漢の末に大乱に陥り、諸國が何年もの間相攻伐し国王のない状態を続けた後、共同して一少女卑弥呼を立てて国王たらしめることにより平和を回復した國であつた。諸國王が共同して国王を立てたのは、三韓の辰王の場合のように國王は自から立つことができなかつたことを云うのであり、倭國は曾て詳論したように、倭國王を共立した諸國を以て構成員とする連合國家即ち連邦であつたわけである。だが後漢書は既考の如く倭國を大倭王であつた邪馬台國王の支配をうける大王國家の如くに見ていたようである。わが國古来の学説も通例は之に従うた。そして対馬國等には王がなくて官のみであつても差支えがないとして来た。諸國に王

があつても事実上は行政官と異ならなかつた位に考へて、^⑩後漢書の倭国觀に従うて来たのである。だが倭国をこのように解釈することは、倭国王は最初の男王時代から諸国が共同して国王を立てた共同の国であつたが、各国はまだわがままで倭国王の統制に何か欠陥があると服従しなくて相争い、遂には後漢の末つかたに大乱を起し、卑弥呼の死後再び男王に従わずして内乱を起こしたというような史実に合わない。諸国は余りにわがままでし、共立は一度で終らざり、返りし行なわれている。だから共立によつて単一の世襲制の君主國家ができていたとは思へぬ。諸小國の複合國家であつたと云わねばなるまい。^⑪即ち倭國は連邦であり、それを構成した諸國には國王があつて政權を有し、官があつて國王をたすけ、王位は後漢書が想定して書いているように恐らくいづれも特定の家の世襲制であつたであらう。各國の王は連邦の構成員だといふ關係では共同の倭國王に服従し、連邦と各國との間には政權の区分が定まつていただらうが、彼等は自國ではその区分の範圍内で自主的であり自治の權を有したのに違ひない。倭國王の爲の行政官の如き者でありうるはずはないと云わねばならぬ。

後漢書が倭の三十許國には皆王があつたと云うのは、既考のとおり倭國の本土と倭地とを混同しているといふ点でまちがつてゐるが、倭人伝についての従来の読み方はすべてこの点で後漢書の誤をうけついでゐる。今假に後漢書の説法を凡て生かして魏志を讀むとするならば、倭人伝に國名が見えてゐる對馬國以下の二十九國にはすべて王があつて、共同して倭國を構成してゐたことにならねばならぬわけである。だが事實は之に反して、對馬・一支・末盧・奴・不弥・投馬の六國には、明に官のみあつて王がないといふのは、いつたいどうしたことだらうか。倭國が諸國王が共同して立てた倭國王の下に一体を成す國家であつたといふ以上は、それらの國王が支配した諸國が集まつて、倭國を形成してゐたと云わねばならない。この点では倭國を連邦と見る場合ももちろんのこと、倭國王が大王國家の君主の座にあつて諸國王を支配したと見る場合でも同様であつて、王であるべきはずの者がみだりに官であつたりしてはならぬ。従来はその点を余りにもルーズに考へてきた。殊に對馬から不弥までは帶方の郡使の實地の見聞により魏志の記載がよほど信用しうる地域であるが、この地方の五

国はすべて正官があり、副官に卑奴母離（夷守）がおかれていたと云いうる。正副の二官はもちろん女王国の官であった。伊都だけは王と官とがあつたが、王は名ばかりのもので実は官と異ならなかつた。既考の如くこれら九州北岸地帯の一団の諸国の他に、日向の中部にあつたと考定される投馬国もまた官のみあつて王がない国である。このようなことを考えると、対馬国以下の倭人の諸国でその名が知れた、三十国から女王国の敵国だつた狗奴国を除いた二十九国を凡て倭国に属するといふような粗雑な考え方を捨てなければならぬ。これまで右の二十九国を倭国の構成国だとしてきたことは魏志倭人伝に対する基本的な誤解であつて、後漢書倭伝がその誘因となり又は誤解の支持に役立つたと云うことができよう。

次に倭国と女王国とは同一である。後漢書はこの点では正しい。後漢書が奴国を「倭国の極南界なり」としているのは、魏志倭人伝に斯馬国以下二十一国をあげた最後の奴国を「これ女王境界尽くる所、その南に狗奴国あり」となつてゐる文の女王国を倭国と読んだ証拠である。ついでに云うが後漢書が狗奴国の位置を女王国の東、海をわたる千

余里にあると記し、魏志と全くちがつたことを書いているのは、光武帝から金印をもつた奴国を女王国（倭国）の極南界にあるとしたので、女王国が会稽の東冶よりもずつと遠く南方に延びたものになつて、前述のとおり余りに不自然だと思つたので、魏志の記事には反するけれども、狗奴国の位置を変更したのであらう。

倭国も女王国ももちろん魏の中国人がつけた名称だが、魏志倭人伝に「其国本亦以男子為王。住七八十年、倭国乱。相攻伐歴年。乃共立一女子為王。名曰卑弥呼。事鬼道能惑衆」とある文の、「其国」はこれより先に四回も出てゐる女王国を指すが、その次に出る「倭国」が「其国」の実体であることは文意上明白である。倭国の固有の領域がどこまでであり女王国が何を指すかは倭人伝の解釈を左右するが、従来の諸説の欠陥はこれらの点に対する誤解に存する。殊に邪馬台国を女王国と同視したのは後に述べるように致命的である。それはそれとして、共立された卑弥呼は「鬼道に事えて能く衆を惑わし」、治績は大にあがつて諸国から崇敬せられた⁽¹⁶⁾。倭国としては初めて魏に使節を遣わし、魏もまたこれに動かされて初めて帯方郡

から使節を倭国に派遣したほどであった。それだから主としてこのことが原因になり、またその後には卑弥呼の宗女で台与という少女が女王に立てられたので再度の内乱が治まったという特殊な事情が之に加わって、中国人は倭国を「女王国」と称したのである。それというのも、古来女王のない中国人としては倭国を頗る奇怪な国だと思つたからである。このように倭国と女王国とは同一である。伊都の国王が歴代女王国に統属したというのは、倭国に統属したというのと同じ意味であつて、倭国は女王卑弥呼等を共に立てて倭国王たらしめた諸国の連邦であつたから、伊都国王はかくの如き連邦の国王に統属したのである。対馬国以下諸国におかれた正副の二官も伊都国におかれた一大率もその点では同一の官制上の關係に立つていたものと思う。

要するに倭国即ち女王国については連邦としての法理がある。ある国が倭国の共同の構成員であるならば、其の国は倭国王を共に立てるのである。倭国王を有する国でなければならぬ。倭人伝の記載する国名の明らかな二十九国のうち、官名のみあつて王名の見えない諸国を倭国の構成員とは云えない。それらの国は倭国に服属した国であつたと云われねばなるまい。この部類に属する諸国は対馬・一支・末盧・奴・不弥・投馬の六国であるが、このうち不弥国までは九州北岸地方であり、最後の投馬国は日向中部の妻の地方であつた。然るに前者の五国は帯方の郡使が倭地において通過した三國と倭地における駐留地であつた伊都國に接近した二國とである。伊都國のみには王があつて、女王国即ち倭国王に統属した。そうして「統属」という言葉の意味から考えると、伊都国王は名は国王だが、實質的には官であつたことは前述の如くである。このほかに斯馬國の如きは伊都の隣國で官のみあつた國だらうと思つが、これらの地方は倭国王を共に立てて倭國を作つた國だと云うことはできない。なぜなら共立の法理上、共に倭国王を立てることができるといふ点では、那馬台國と同格である國王のある國々が倭國の構成員でなければならぬのに、この六國にはその資格がないからである。それから日向の投馬國は戸數五万と推定され、那馬台國につぐ大國となつてゐるが、これもまた同様である。後漢書が倭國と女王國とを同一に見たのは正しいけれども、三十許國皆王ありと

の如しである。従来の倭人伝解釈において対馬国以下二十九国を全部倭国に含ませているのは、倭国の法理から論じてとうてい云えないことである。邪馬台国『女王国説が不当なことは次に述べよう。

三 後漢書の倭国観と邪馬台国『女王国説

及び伊都国以後の連続的読法の結合が魏志倭人伝の解釈を不可能ならしめたこと

魏志倭人伝の対馬国以下二十九国の全部を後漢書式に倭国の構成だとする後漢書の倭国観は前節に述べたとおり完全に魏志に当てはめることのできぬという点で、後漢書は魏志の解釈のためには間違つた見方をしてるのである。にもかかわらず従来この見方は魏志倭人伝の解釈のためには当然のことで疑を許さないものになっている。繰返し説くが如くに、官のみがあつて王のないことの明白な国が対馬をはじめ六つもあるのに、三十許国皆王ありという後漢書の倭国観と同様に、対馬国以下二十九国を全部倭国の構成国と見ることは、諸国が共に倭国王を立てた連合国家としての倭国構成の法理上とうてい許されないことである。

それなのになぜそのような倭国観が倭人伝の解釈の基礎になつて今日に至つたのであるか。殆んど理解に苦しむほどである。だがこれについては次の如き重要な理由があつて、それが後漢書の読み方を許して来たのである。

「その大倭王は邪馬台国におる」という後漢書の文はあまりに曖昧な表現である。後漢書でも倭国王は諸国王の共立をうけた国王であつたから、大倭王は連邦の首長を意味したと解するのが正しいと思うが、大倭王という表現が与える感覚に重きをおくと古代の大王国家の国王を連想せしめるものがある。だが前に述べた前漢書項籍伝の「共立」の如くに考えて、「共立」を軽く読むならば倭国を封建国家乃至大王国家のように説くことができよう。従来の倭国観は近畿説はもとより九州説でもこの読み方であつた。この読み方だと二十九国の中に、先に述べた六つの、官あつて王なき国があつても、それをさほど重視しないことになるであらう。後漢時代の倭国成立の当初には三十許国全部が王を有したが、既に後漢時代からその中の弱い方から大倭王に亡ぼされたので、魏の時代になると元の王で女王国の官になりさがつた者が相当数にのぼるようになり、それが魏

略や魏志に出ているというように見ていくことができよう。

そうすると後漢書の読み方も魏志に調和することになるだろう。倭国は連邦を支えた国王を有する諸国のみから成り立っていたのではなく、その中には落ちぶれた王が官になつてゐる者もあつたのであるというように解釈するのである。それでもし魏志にあつて後漢書にない「自女王国以北」といふ地域の存在を、そのような解釈の下に強いて問題にしないでも過ごせるならば良からうが、実はさういふわけにはいかない。従來の解釈の致命的な欠陥は「自女王国以北」についての誤認にあると云えるのである。さうしてそのことは、とりもなおさず、女王国に関する誤認といふことになるのである。

「自女王国以北」を従來のような解釈のままに放任することができない理由は、この地方がその文字が示すとおりに女王国には属しない地方であつた上に、その地方にあつた諸国は伊都国におかれた女王国の一大率の嚴重な檢察の下に立ち、諸国はそれを畏憚したというほどに嚴重な取締をされた地方であつたからである。然るに後漢書は女王国という名は出していても、「自女王国以北」という名

は出してゐない。之は後漢書と魏志との間の最も注意を要する相違点である。後漢書がなぜ「自女王国以北」をあげなかつたかの理由は別として、後漢書といへどもこの特別な地方が対馬国以下二十九国の中に存在しなければならぬといふ条件について、特別の注意を払ふことなく、三十許国を凡て大倭王（邪馬台国王）の倭国に属するものとしてゐることは、次に述べるように甚だしい矛盾に陥るのを免れないし、魏志倭人伝はそれでは到底読みがくならず、解釈がつかない原因を作つてゐるのである。

右の論旨を明らかにする前提として何が「女王国」であり、何が「自女王国以北」であるかに関する従來の通説について述べよう。之については先に倭国が女王国であることについての管見を説いた。また後漢書も同じ読み方であることについて述べた。然るに従來の学説は揃つて邪馬台国を女王国だと見てゐる。だから女王国に関する倭人伝の記述は凡て邪馬台国に関するものだとされてきた。この点では後漢書が倭国を女王国だとしてゐるのと異なつてゐる。然るに後漢書には見えない「自女王国以北」といふ地方名が魏志において見られるのであるから、従來の解釈

は、一方では後漢書と同様に對馬国以下二十九国全部を倭国の中に含めながら、他方では後漢書にない「自『女王国』以北」について独自の解釈を与えているのである。そうしてこのことは「自『女王国』以北」がどこを指すかの問題に深く関連するのである。まず後漢書が倭国は對馬以下の三十許国を含むと見ながら、女王国は倭国の異名だと見て、解積の下では、「自『女王国』以北」は韓土の中にあつたことにならざるをえない。なぜならこの場合の以北の正しい解読は、女王国をその中に含ましめないからである。後漢書が「自『女王国』以北」を出さなかつた理由の一つはここにあるだろう。だが對馬国から邪馬台国までを連続した行路とする読み方をとる従来の学説の下では、邪馬台国が「女王之所都」となっており、帯方郡から「女王国」までの距離が万二千余里だという女王国は邪馬台国に相違ないから、邪馬台国が女王国であり、「自『女王国』以北」は南北に連なる行路上で邪馬台国の北にある投馬国までだとしてきた。そうして投馬国の位置は邪馬台国の位置と相並んで倭人伝解積の難問になっている次第である。このように、後漢書と同様に對馬国以下二十九国を全部倭国に含まれる

と見ながら、女王国は連続する行路線上の最後の邪馬台国であり、「自『女王国』以北」は投馬国までだと見るならば、倭国を女王国と見たことよつてこの地方の認識上後漢書が陥るはずであつた上記の矛盾は避けることができるのであるが、それならば、女王国は絶対に倭国ではないのかというと、その点は心もとないと見えて、女王国に広狭二義があつて、狭義では邪馬台国だが広義では倭国だと論ずる説がある。だが広義の方をも許すならば、後漢書が陥るはずであつた矛盾に陥ることになり、「自『女王国』以北」は韓国でなければならなくなるであろう。

実に邪馬台国『女王国説は従来の通説の基本的な誤解の一つである。まず「女王之所都」だから女王国だという読み方は適當ではない。なぜなら、ここに「女王」というのは女王国の国王を指すのであつて、固有名詞に近い称号であるからである。既考の如く女王国は倭国の異名であるから、「女王之所都」は倭国王の都即ち倭国の国都の所在地を意味する。例えば戦前の日本では天皇が主権者であつたから、日本を皇国と称ぶこともあつた。恰もその如く倭国は女王を主権者とする国だつたから、倭国を女王国と

いう異称で称したのであって、それはいわば文学的表現であつたと云える。それだのにもし東京市は主権者たる天皇の都する所だつたから、東京市が皇国であつたと云つたり、山城国は天皇の都する所だつたから山城国が皇国だつたと云つたりする者があるならば、その人は余程どうかしてゐる。邪馬台国が「女王之所都」だといふ場合もそれと同様である。邪馬台国は女王国の国王の都する所であつた。だから邪馬台国は倭国王の首府の所在地であつたのである。これだけの事実と関係の中には、邪馬台国が女王国だといふ意味は全然ふくまれてゐない。

併し従来の読み方は、他方では先に述べたように、女王国が倭国だといふ関係を完全に無視しえないため、女王国には広狭二義があつて、広義では倭国であり、狭義では邪馬台国であると説かれたりしてきた。だがこの説に対しては、広義の女王国が倭国であり倭国は対馬国以下二十九国を含むならば、「自女王国以北」の地方は韓土に求めねばならないという後漢書の矛盾に陥ることを指摘しうるが、なおまた、狭義の女王国は邪馬台国だといふ説に対しては、一体邪馬台国の君主という意味で女王という名称を使用し

た場合が、倭人伝のどこにあるかを聞きたいような氣になる。女王といへば常に倭国の國王たる女王であつたてはないか。もちろん邪馬台国王が代々倭國王になる慣習があつたので、倭人伝には邪馬台国を「女王之所都」と書いたに相違なからうが、これは全く諸國中の何國王が倭國王になるという倭国の構成の問題であつて倭國構成の法理からいへば、「女王」は倭國王を意味してゐたことを重視しなければならぬ。恰も倭國が女王国と異称されたように、倭國王を女王と称んでいたのである。この方が具体的だったからであらう。そのようなわけだから女王国は倭国のみであつて、同時にまた邪馬台国でもあつたりする理由はな

い。
仮に女王国に二種があつたとすると、いわゆる首鼠兩端を持つる説になるから、たえずどちらの女王国を指すのかきまらぬ結果になる。例えば「女王国の東、海を渡ること千余里、復た國あり。皆倭種なり」の女王国は広義の女王国なのか、狭義の女王国なのか。また伊都國について「世王有り。皆女王国に統屬す」と云う場合の伊都國王は、邪馬台國王に属したのか、倭國王に属したのか。全く見当

がつかぬのではなからうか。だが国王としては慣例により、邪馬台国王と倭国王とは同一人がそれぞれの地位についてのである。そして国家としては邪馬台国と倭国即ち女王国とは全然別物である。前者は後者の中の一国たるにすぎないから混同してはならぬ。伊都国の場合の女王国王は倭国王であり、伊都国王は之に統属したのであって、いわゆる「自女王国以北」の一国として、名は国王であるが実は官であつたことは、既に説明したとおりである。「自女王国以北」についてはなお次節において詳述しよう。前者の「女王国の東、海を渡ること千余里、復た国あり」の女王国もまた倭国であつて、邪馬台国は有明湾東北岸の山門郡の位置にあつたが、女王国即ち倭国は多数の諸小国から成る連邦であつたから、その領域は邪馬台国の東部地方に倭国の構成員であつたいくつかの国があり、その東端は九州東海岸に達していたのである。邪馬台国≠女王国という伝統的説法が捨て去られない限り、倭人伝の正解はいつまでもたつても不可能だと信ずる。

なお邪馬台国が女王国である証拠として、「郡より女王国に至る方二千余里」の女王国は邪馬台国だと説くのが通

説だけれども、この女王国は女王国の首府の所在地を意味し、それが邪馬台国だから、帯方郡から邪馬台国までが、一万二千余里だという結果になるのである。女王国≠邪馬台国なのではない。帯方郡も同様で、郡の治所を指している。国と国と又は国と郡との間の距離を両者の治所との距離で示すことは、前漢書の西域伝をはじめ中国の地誌の通則であり書式であつた。女王国は倭国であり多数の国からできていたが、首府はその中の邪馬台国にあつたから、女王国の位置を邪馬台国の位置であるとして距離を書いたのである。ひとり女王国に限つたことではない。魏志の東夷伝の倭人以外の国に関しても、之と同断の記載例を見出すことができる。^⑤

先に述べたように邪馬台国≠女王国説は、二十九国全部を倭国とする倭国観の当然の産物であるが、同時に対馬国から邪馬台国までの諸国間の行路記事を一貫連続的に読む伝統的説法に結合したものである。従来読み方では邪馬台国は女王の都する所(国)であるから女王国であり、この女王が君臨の対象とする国家が倭国であり、そしてその倭国は二十九国全部を含むときめていたのであるが、更に女

王国である邪馬台国と魏及び帯方郡とを連結せしめる倭国を貫ぬく幹線の大路が、対馬から伊都を経て邪馬台に至るまで連続した行路であるという読み方が行なわれて来たのである。この読み方は恐らく後漢書も採用していたであろうような気がするが、梁書の如きは、その典型的な実例である。伊都から後の各国に至る倭人伝の原文は方角・国名・距離の順であり、記事と記事との間に又の字はないのに、梁書ではその部分を伊都国以前と同様に方角・距離・国名の順に変更し、更に新に又の字を加えて、伊都国の前後による原文の区別を完全に抹殺し、全部を一貫連続した行路記事たらしめている。中国の学者ですらこんなに明白に連続的に読んだのであるから、わが国古来の読み方が連続的であったのに何の不思議もない。日本書紀が卑弥呼を神功皇后に擬定したのは、邪馬台国の位置を連続的行路の端と見たからであって、原文の南を東に改めて憚らないほど、この読み方を正しいと信じていたのである。その後今日に至るまで、近畿説と九州説との別はあっても、全行路の連続的読み方は動かない。だが倭人伝の千五百里は一丈(毫岐)から末廬(松浦・唐津)を経て伊都(福岡市の西郊

の怡土)に至るまでの短距離であり、それだけの距離を東に進むと、僅に下関海峡に到達するかしないかである。だから九州内に邪馬台国を求めうべきことはもちろんであるが、それでもこれまでは最後の陸行一月を一日に改めるのが普通である。併し魏志倭人伝が全く虚妄でないかぎり、正しい読み方では一月は一月のまま、邪馬台国や投馬国が九州に収まるように読めなければならない。

その条件にかなう読み方については次の節でその要点を述べるが、今ここで連続的読み方が問題になるのは、従来の読法では邪馬台国が邪馬台国・女王国説との関係において読まれたから、対馬国から邪馬台国までの連続する行路記事の末端になっているということである。近畿説では東端であり、九州説では南端であるということである。このことは「自_二女王国_一以北」と関係のあることで、もし今日の通説の如く邪馬台国が女王国であるならば、女王国より以北は邪馬台国より以北であり、それは邪馬台国を含むこととなく、投馬国までが「自_二女王国_一以北」になるわけである。投馬国の位置については諸説あるが、九州説で最も有力であり可能性が多い筑後山門郡説では、投馬は筑後川下

流の妻である。今この説について考えると、そもそも不弥からすぐ筑後川の水行に移ることはとうてい不可能であるのに、更にまた女王国と「自女王国以北」との境界線は筑後平野を横断することになる。山や川の自然の境界線であつてもよきそうなのなのに、そのようなものは全く問題にされていない。之に対し近畿大和説では、一大率がおかれた伊都に最も近いのが周防玉祖郷説であり、次に備後の軈説・出雲説があり、伊都から最も遠いのは但馬説である。だが「自女王国以北」は伊都国におかれた一大率が中国各州の刺史の如き権をおびて諸国を検察し、諸国は之を畏憚した地方であつた。それなのに山門郡説ならば右に云うが如く筑後平野を横ぎった線でそのように重要な行政区域上の差があつたことになるから、地理的理由からだけでも伊都国を大宰府的存在だなど云うことはできぬ。大和説ではいっそう奇怪であつて、最も九州に近い玉祖郷でも伊都からはよほど離れている。況んや他の候補地はいっそう無理が多い。但馬説に至つては、なぜ邪馬台国からの方が遙に近いのに、ここを邪馬台国が支配せず、そこまで九州北岸の伊都国から支配せねばならなかつたのか。皆

目理解することができない。もちろん以上いずれの説も大宰府が九州を管轄したのと比較にならない。²¹⁾之を以て見ても対馬から邪馬台国までの直線的な連続的な行路の端に邪馬台国をおき、「自女王国以北」を邪馬台国より以北であると解釈する伝統的な読み方が誤つてゐることは明白であらう。「自女王国以北」はもつと伊都国に近い地方でなければならぬ。またこの地方が一大率の検察をうけて常に之を畏憚したことを思うならば、一大率は大宰府の如き国内の地方行政のための存在というよりも、むしろ戦前の台湾総督や朝鮮総督を連想させる存在であらう。対馬からの行程記事を連続的によみ、邪馬台国を女王国だとすると、日本の内地と外地とを混ぜ合わせるほどに不可解なことになる。だから次には進んで後漢書にはその名が見えない「自女王国以北」の位置について吟味し、進んで倭国・女王国の固有の領域について考えて見よう。

四 「自女王国以北」の正しい解釈及びこ

れに基づく邪馬台国・女王国説の再否定
並に倭国・女王国の固有の領域の考定

従来の倭人伝の研究では全く無視されているけれども、

「自_レ女王国_一以北」と名づけられている地方の位置と領域とを正確に捉えることは倭人伝解釈の鍵である。管見では「自_レ女王国_一以北、其戸教道里可_レ略_レ載_一、其余旁国遠絶、不可_レ得_レ詳_一」の約三十字が正解されていないことは倭人伝不可解の根因である。先ず女王国を邪馬台国だと見るかぎり、伊都国以後の行路を連続的に読もうと列挙的に読もうと、「自_レ女王国_一以北」を正解することは絶対に不可能である。榎一雄氏は列挙的読法を主張されると共に投馬国を日向の妻に求められた。それらの点では管見と同一だが、氏は邪馬台国を以て女王国だとする伝統的な女王国観に従われていたので、伊都国から南方へ水行二十日を要する投馬国は、同様に同国から南方へ水行十日を要する女王国_一邪馬台国よりも南であるということは甚だ不都合である。なぜなら原文は「女王国より以北_一はその戸教道里を略載すべし」とあるのに、榎説に従うと伊都国からは女王国よりも距離の上で南にあるはずの投馬国についても戸教道理が略載されているからである。それで榎氏は日向にある投馬国ではあるが、その当時は女王国の北方(従って東北)牧に

あると思われるのだらうとされて、この困難を切り抜けようと思われたけれども、⁽²⁴⁾兩國は共に伊都国の南にあるとなつていたので都合がわるい。こんなことで榎氏折角の卓見である伊都国以後の列挙的読法或は列挙的記載説が無力化しているのは惜しむべきことである。⁽²⁵⁾

それならば連続的読法で無難かといえば、決してそうではない。従来の読み方では女王国だとされている邪馬台国を含まず、投馬国まで対馬からの七国が「自_レ女王国_一以北」だとされている。「自_レ女王国_一以北」という表現に女王国を含ましめないでその北境以北とする読み方そのものは既述の如く正しい。従来倭人伝を読んだ漢学者はすべてそのように読んできたのである。しかしこの読み方によって生じた欠陥は次の点に存する。即ちここでは「女王国より以北は其の戸教道里を略_レ載_レすべし」とあるとおりに、戸教道里の略載の有無が「自_レ女王国_一以北」を定める標準になつていたのである。云いかえると戸教道里の記載形式が問題なのである。然るに投馬国と邪馬台国とを比較すると、兩者の記載形式は全く同一である。投馬国は戸数については「可_レ五万余戸_一」とあり邪馬台国も「可_レ七万余戸_一」とあ

つて、五と七との数字の差があるだけで記載形式は全く同一である。道里に相当する部分は「南至投馬国」水行二十日」に対し「南至邪馬壹国、女王之所都、水行十日・陸行一月」であるから、これまた記載形式は全然同一である。

このように投馬国と邪馬台国との戸数道里に関する部分の記載形式が全然同一であるにかかわらず両者を区別して、一方を女王国の一比率の下に立つ「自女王国以北」中の一国なりとし、他方を「女王国」その者だとすることは、「略載」という記載条件に協うかどうかの問題になっているときに、全然それを見視しているのだから、正当な読み方だとは云えない。従来長く行なわれ来た解釈ではあるが採用しがない。

そこでついでながら記すが、右の困難をさけるかの如くに、「自女王国以北」の中に女王国を含めて、邪馬台国までの八国をすべて「自女王国以北」と読むとするとどうなるか。それは略載をそう固苦しく考えず、それよりも戸数道里が記載されている諸国と、其の記載のない「其の余の旁国」とを区別する方に重きをおく読み方である。だがこれほど乱暴な読み方はない。この読み方が漢文の正し

い読み方でないことは、既に述べた所によって明白であろう。その上にもしこの読み方を敢て採用するならば、とてもない奇妙な結果を承認しなければならないのである。

「自女王国以北」は特別の地方であつて、女王国からはこの地方に「特に一大率を置いて諸国を検察し、諸国は之を畏憚する」となっているから、もし邪馬台国が女王国であり、女王国自体が「自女王国以北」の中に属するならば、女王国王はみずから任命した一大率の下に立ち、彼らきびしい検察をうけて之を畏憚する諸国の中の一國だといふことになる。もし一大率を大宰府の官司だったとするならば、京都が大宰府の管内となり天皇が大宰府の帥の下に立つことになる。矛盾もまた甚だしく、このような無茶苦茶なことはとうてい考えることもできない。「略載」という条件的用語の意味を軽視し、文章の外見的な続き具合だけを思うとこのような結果にまでなる。倭人伝に見える「自女王国以北」は女王国から一大率を伊都国において検察を蔽にしていた特別の地域であつた。だからこそ戸数道里を略載しうべき地方が「自女王国以北」であると特にことわっているのである。「自女王国以北」はこのよ

うな地域であったのだから、それと女王国との間の地理的關係については、原文をよほど詳しく吟味して「以北」たるの条件である「戸数道里の略載」が何であるかをよく考うべきである。従来、の女王国観はその点において甚だ欠くる所があつたと評せざるをえない。

そこで問題は「戸数道里の略載」とは何を意味するかということになる。この文字は決してそうむづろさに読まれてはならない文字である。それは恰も邪馬台国は「女王之所都」だから女王国だというような単純な読み方が適當でないのと同断であつて、別に由来する所がある用語である。魏志倭人伝が使つた術語と云つてもよいであろう。ここに「略載」の意味は「詳記」に对照して初めて理解されるであらう。既に本誌の一昨年（一九三〇年）の九月号で述べたように、魏志倭人伝が前漢書の戸数道里の書式を踏襲していることは倭人伝の行路記事を解釈するがためには見のがすことのできない事実であつて、「戸数道里の略載」という表現は前漢書西域伝に由来するのである。²⁴⁾

倭人伝は前漢書の地理志・西南夷伝・西域伝において用いられた道里等記載の書式に従つて書かれている。例えば

朝鮮半島南端の狗邪韓国から伊都国に至るまでの行路の記述が連続的に読まらるべきものであることは、現実の地理がそうであるからではなく、前漢書地理志の粵地の条の行路の書式に従つて書かれているから、そう読むのが正しいと云うべきであらう。それと同様のことが伊都国以後の記事についても云える。それは前漢書の西域伝に見える戸数道里等の書式に照らして考えると、いかに読むのが正しいかということがよくわかる。わが国の通説では連続的読み方が正しいとされているけれども、それは至（す）という文字の意味を詳しく吟味した読み方ではないと思う。先に私は魏志が至と到との使い分けを行い、到の字が狗邪韓国と伊都国とに使われながら、最後の邪馬台国は至であつて到でないことを指摘して、伊都国以後は連続的記事ではないといふ説を立てたが、更にその後熟考したところ伊都国の前後で至の字に次のような意味の相違があることを知つた。即ち伊都国までの至の字は「始度一海千余里、至对馬国」という形式の行路記事の繰り返しであるが、これは「南方へ向つて航海すること千余里にして对馬国に達する」といふ意味の至である。即ち目的地への到達を意味する至であ

つて、これと同断の至は前漢書地理志の粵地の条に出ている。これに対し伊都国以後の至の字は「東南至_二奴国_一百里」という形式の繰り返してであつて、伊都国以前の文に比較すると、伊都以前では方角・距離・国名の順になっておるのに対し、伊都国以後は方角・国名・距離の順であり、距離と国名との順序が逆になっているのである。この点は先に榎氏も指摘されたことなのだが、それから先へと発展しなかつたのは惜しむべきことであつた。それでなお進んで行路記事の読み方を追及すると次の如くなる。伊都国の次の「東南至_二奴国_一百里」及び他の三国の同じ形式の記載法は倭人伝中の左の重要な一文の中にも使用されている。それは「自_一郡至_二女王国_一万二千余里」という文である。「倭人は東南大海の中にあり」と倭人伝の初にあるから、この文は「自_一郡」の下に「東南」を入れても差支えがないと思うが、そうだとするとこの文は「東南至_二奴国_一百里」と全く同一形式のものになつてくる。然るにこの文が「带方郡から（東南）女王国に至るまでの距離は万二千余里だ」という意味であることは明白であるから、奴国の場合もまたその直前の「（伊都国から）東南奴国に至るまでの距離は

百里だ」という意味だとしなければならぬ。だからこの場合の至は至の字である点では同一だが、伊都国までの至のように到達を意味する至ではなく、距離を意味する至である。魏志は国名と距離との順をどちらを先にするかによつて、至の字の意味の差を生ずるような書き方になっているのである。

ただしここに注意すべきことは、「自_一郡至_二女王国_一万二千余里」では带方郡が距離を計る起点になつておる。これに対して「東南至_二奴国_一百里」という場合は奴国の直前の「自_一伊都国」という起点があることは誰にでもすぐわかるが、それから先の不弥・投馬・邪馬台の三国については、どこがそれぞれの国に至るまでの距離の起点であるか、原文だけでは判明しない。だから距離の連続として読むこともできないわけではない。ただ既に私が考えたように最後の邪馬台国にも他の三国同様に至の字を用い、伊都国の場合のように至の字を使用していないことが注意を要する点で、邪馬台国が对馬からの行路の最後の到達地であるならば、ここで至の字を用いること伊都国で特に至にしたのと同様でなければならぬのに、この場合にも他の三国と同

様に至の字を用いたのは、邪馬台国が最後の到達地ではなかつたからだと思ふ。いま至の字を新に距離を示す文字として解釈するとき、ここが倭人伝の解説において最も留意を要する点だと思ふのであるが、距離を意味する場合、至の字と同一の用字法は前漢書の西域伝には頻繁に見うけられ、しかも倭人伝の場合と同様に同一形式の文が繰返えされているのである。例えば「大宛国、王治貴山城。去_二長安_一万二千五百五十里云々。東至_二都護治所_一四千三十一里。北至_二康居卓闐城_一二千五百一十里。西南至_二大月氏_一六百九十里。北与_二康居_一、南与_二大月氏_一接」とあるが如く、西域地方に散布した大小約五十に及ぶ諸国の各々について、この形式による距離の列挙がある。これらの場合において各方面への距離の起点が頭書の国名であることは、言葉を用いずして明白だが、倭人伝の場合は右の西域伝のような里程表ではなく、間に官名や戸数を挿入した地誌の体裁になつてゐるので、邪馬台国の部分も至であり到の字が使われていないという理由だけでは、そうたやすく四国への距離の起点を凡て伊都国だとは云えない。ただ伊都国が帯方郡使の常に駐まる所であるとされているから、それから先

は前漢書西域伝において西域都護府からの距離を記載した例にならつて、いちおう伊都国からの距離が列記されているのだと考えることができよう。

だが従来は伊都国から後の四国への記事も連続的に読み水陸合わせて六十日以上を要する地点に邪馬台国があると解釈してきたので、九州説は最後の一月を一日の誤なりとし、近畿説は邪馬台を大和と見立てて、南行は東行の誤なりとしたのである。だから新に原文どおりの方角と距離の読み方を立てるにはまだ十分ではない。そこで更に考察を加えると、旧稿で考証したとおり後漢の軍行三十里は大唐六典の行程表に見える車行三十里に相当するから、後漢でも歩行は唐と同じく一日五十里であつたことがわかる。そうしてそれが後漢の後をうけた魏でも行なわれた一日の行程だつたと思われるから、伊都国から女王国の首府の所在地邪馬台国までの里数千五百里は陸行一月だつたことにならうであろう。地図に当たつて見ても末盧（松浦・唐津）から伊都（怡土）までの里程五百里（陸行十日）の三倍ほどの距離を、伊都から奴国を経て南行した地点に求めると、筑後の山門郡があり古の山門県の故地である。だから邪馬台国

の位置をここに求めるのは、最も自然だと云える。だが之は陸行一月だけで判断してのことである。水行十日はどうかと云えば筑後の山門郡は有明湾の東北岸にあるから、恰も水陸両路のどちらからでも達しうる地点だということに着眼を要する点であつて、邪馬台国が伊都国から水行十日陸行一月の地点にあつたということは実にこのことを云うのであろう。書式上から云つてもこの読み方は正しい。既に旧稿で述べたように、唐の杜佑の通典の州郡志は前漢書の西域伝と同一の書式に従うて各郡の地理的位置を書いているから、之は通典と同様に前漢書の書式を踏襲した魏志倭人伝と道里の書式を同じうするものであると云えるが、その中の漢中郡の条に駱谷路・斜谷路・駱路をあげ、日南郡の条に陸路と水路とをあげた記載法は、別箇の行路を重ねて書いている点で、今問題にしている水行十日陸行一月と書式が全く同一である。各路は別々によむべきものであり、絶対に連続させてはならない。延喜式計式の各国から京都への輪調使の行程の記載形式もまた同断である。この場合には国名の下に行程上何日下何日・海路何日となつてゐる。上・下で日数を異にするが、上りの日数の方が下り

のそれよりも多いのは上りは調物の荷があつたからである。またこの書式によつて陸行が正であり水行が副であつたとが分かる。倭人伝の場合も同様で、陸行一月の方が帯方郡から女王国への距離万二千余里の正の行路に当たるのである。陸行一月と水行十日は明にアンバランスだが、前者が末盧・伊都間の所要日数の三倍でひどく誇張されているのに対し、後者は倭人から聞いた実数のままをあげて、それを十日という整数に直している。そうして伊都国から水行二十日の投馬国の位置はそれの二倍を南方へ水行するのだから、九州東海岸を南下した日向中部の妻が故地であると云えよう。これらの数字は倭人伝の他の数字と同様に凡て端数を去つて整数にしたのである。元の数字は延喜式主計式を参考すると首肯しうる数であつたと思う。

このように書式を本にして考えると、伊都国以後の行程記事は伊都国を起点として各国への方角と距離とを羅列したものであることが判明する。そうすると、既考の如く邪馬台国が女王国ではない上に、更に従来長く行なわれ来た伊都国以後の連続的読み方が成立しないことになるから、「自女王国以北」もまた対馬国から邪馬台国まで連続し

た八国の中で、投馬国までの七国がそれに相当するというような読み方は成立しないと云わざるをえない。それならばどう読めばそれが決まるかと云えば、それは原文では「自_レ女王国_ニ」以北、其戸数道里可_レ略_レ載_ル」とあるのだから、戸数道里の略_レ載_ルがあるかないかによって「自_レ女王国_ニ」以北であるか否かを決定するのがよいと思う。それなら「略_レ載_ル」という条件はいかなる意味を有するのであろうか。前漢書の地理志・西南夷伝・西域伝の道里に関する書式が魏志倭人伝の解釈に参考になるならば、この場合も前漢書の書式を考えてみるのが良からうと思う。そうすると西域伝では各国に関して戸数道里の詳しい記載があつて、この伝の総論に西域の「土地・山川・王侯・戸数・道里遠近、翔_レ突_ル」と見える。顔師古の註に従うと翔_レ突_ルは翔_レ突_ルであるが、「戸数道里の翔_レ突_ル」という文字がここに見えることは篤と着目されてよいことであつて、魏志倭人伝の戸数道里の「略_レ載_ル」という表現はこれにつながるであらう。では戸数道里の翔_レ突_ルとは何を指して云うのかと云えば、西域伝の各国の記載を点検するとわかるように、距離は里数で示し、里数も戸数もできれば十位以下まで詳しく記載するのを原則として

いる。その上に人口数を十位以下まで挙げている。^②

これに比較すると倭人伝においては、里数が見えるのは不弥国までに限られている。その上に戸数や里数は帯方の郡使が駐まつた伊都国に近い不弥国までの六国がどれも百位以上の数である。十位の数はない。だからそれらを西域伝の場合に比べると、翔_レ突_ルな西域伝の各国におけるよりも粗大な数字であつて、恰も「略_レ載_ル」と云うのを適當とする数字である。これに対し投馬国と邪馬台国では里_レ数_ニを用い_テないで日_レ数_ニを用い、戸数も不弥国までのように「有_レ何百戸_ニ」という実在を表わす文字を用いず、「可_レ何万戸_ニ」というような推定にとどめているから、この二国の場合を戸数道里の略_レ載_ルとよぶことはできない。水行十日だの二十日だの陸行一月だのという遠方の国はまさしく「其の余の旁国は遠絶にして得て詳らかにすべからず」という中に属するのである。^③かくて既に伊都国以後が連続的記述でなく、戸数道里の「略_レ載_ル」が「翔_レ突_ル」な記載法との対照上不弥国までと解すべきものであるならば、戸数道里が略_レ載_ルされている「自_レ女王国_ニ」以北は、従来の如く伊都国から水行二十日もかかったという投馬国までを含むことなく、伊都国

から百里の近距離にあつた不弥国まで位の六国の地方だと断定せざるをえない。「自女王国」以北」が不弥国までだつたということは、当然不弥国のすぐ南が女王国だつたことを意味する。だから地勢的条件を考慮に入れると、「女王国」と「自女王国」以北」との境界は恐らくは、筑前と筑後との境界に一致したであらう。

「自女王国」以北」の地理的位置に関する上記の考定は、この地方が女王国との関係において有する制度上の位置に適合する。それは次の理由に依るのである。前に述べたとおり女王国は倭国に対する別名であつてそれ以外の者ではない。この国はそれを構成する諸国が共同の王を立てていた連合国家即ち連邦であつた。共同の倭国王を立てた諸国にはそれぞれ国王があつたのに相違ない。そうでないと、「共に王を立てる」という国家の構成は生じえないからである。共同の王には女王があり、女王は邪馬台国に居て倭国を統治した。このことを倭人伝では「邪馬台国は女王の都する所」と書いているのであつて、その中から邪馬台国「女王国」という見方を生ずべき筋合のものではないこと既考のとおりである。女王国「倭国」に対して不弥国までの六

国の地方が「自女王国」以北」であるが、この地方はむしろ女王国「倭国連邦」の構成国ではない。云いかえると連邦の支邦ではない。「女王国より以北には特に一大率を置き諸国を檢察せしむ。諸国之を畏憚す」とあるように、女王国が任命した総督の支配下に立つ属領であつた。だから各国には女王国の官をおき、また内外の警戒の目的で卑奴母離（夷守）をおいた。その国の官名から推すと、正官は元の世襲制の国王の家から出ていたようである。伊都国にだけは王があつたが、これは大陸諸国との外交のために特に国王という称号を残したまでであつて、全く政策的な存在であり、歴代の国王は女王国に「統属」して、実質的には官に異ならなかつたから、倭国を構成した国ではなく、この国におかれた一大率の檢察の下に立つた国であつたことも、先に述べたとおりである。だから不弥国までの六国の地方は、戸教道里が略載されているという理由で、「自女王国」以北」に属したと同時に、伊都国におかれた女王国の一大率の檢察の下に立つた諸国の地方であつたという点でも、「自女王国」以北」であつたのであつて、この二つの条件が共に備わっていることは、以上の読み方が正し

いことを物語っていると云えよう。伊都国からの距離から云つても、奴国や不弥国は僅に百里を隔てるのみだったから、略載と検察とが可能な位置にあった。水行二十日を要したという投馬国は日向の妻にあったと思うが、この国は邪馬台国からは遠く離れている。古銅器の出土を見ない日向にこの国があったことは、この国が銅器を使用しないようになった時代に、女王国から建設された植民地国家であったことを物語っているであろう。だからもちろんこの国も女王国を構成していなかったと云わねばならない。

このようなわけで不弥国までの国名と位置が明かな六国は「女王国より以北」であつて女王国を構成せず、日向中部にあつたと推定される投馬国も官名あつて王がない国だから、女王国を構成しなかつたと云わざるをえない。女王国即ち倭国は諸国が共同して國王を立てた連邦であつたから、之を構成した各国には皆王があつたと解せられる。倭人伝には邪馬台國王を盟主とした国の名を明らかにしていない。斯馬国以下の二十一国の中にでも倭国を構成しない属国や植民地国家が含まれていた疑がある。⑩ 国名の明らかなる各国の位置を考定することは容易ではないが、倭国の領

域が筑後川の流域と有明湾の沿岸地帯を主要地域としていたことは疑がなく、筑後を中枢とし、肥前・肥後・豊後の三国に及んでいたことも疑がない。⑪ 管見では国名明かな三十国はすべて小部族国家であつたが、九州には三つの部族群があつて、倭国に所属した部族群は北部と中部地方に属したのに対し、北部海岸地帯の部族群は文化的には最も早くから開けたが、二世紀の初頃倭国の属領となり、南肥後の球摩郡を占めた狗奴国など南部地方の部族群は政治的にも文化的にも九州では最もおくれっていた。⑫

五 魏志倭人伝が難解であつた理由について

⑬ の総合的考察

魏志倭人伝に関する従来の解釈は、初にあげたように、(一) 对馬国から邪馬台国までの行路記事を連続した一本の行路として読み、(二) 邪馬台国を女王国なりとし、且(三) 对馬国以下倭人伝に国名が見える二十九国を全部倭国の中に含まれているとする三つの読み方の上に行なわれている。伊都国から後の行路は伊都国を起点にして、列拳的に読むべきものであるとする新説が現われても、また

旧説を動かすに至っていない。

だが(一) 对馬から邪馬台国までの各国間の行路の記事は、この論文で新しい根拠をあげて特に念入りに論証したように、伊都国までは連続的読み方でよいが、同国以後の分は伊都国を起点として列举的に読まなければならぬ行程記事である。この読み方の根拠は前漢書の行路や行程の書式である。(二) 邪馬台国は女王国ではない。女王国は倭国の異名であり、女王は倭国王以外の何者でもないから、邪馬台国が「女王之所都」だというのはこの国が倭国王の首府の所在地たることを意味する。実に倭国に女王国は邪馬台国王を盟主とする連邦である。また(三) 倭国は对馬国以下国名の明らかな二十九国の全部を含むとするわけにはいかない。女王国は倭国であるから、「自女王国以北」と称された地方が倭国よりも北にあったのであって、それは不弥国までの六国の地方である。この地方は「自女王国以北、其戸数道里、可略載」及び「自女王国以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之」の二つの条件にかのうた地方であったから、二十九国中から除かねばならぬ。両地方の境界は不弥国の南で、地理的条件のほか斯馬

国以下二十一箇の国名の吟味と考古学的検証によつて決すべきことであるが、大体筑前と筑後との境の辺であつたのではないだろうか。更に日向の妻にあつたと思われる投馬国は、官あつて王なき国だから倭国連邦に属したとはいえず。実に二十九国からこれらの七国を除いた地域が倭国即ち女王国であつた。そうして倭国連邦の首都があつた邪馬台国の位置は有明湾東北岸の山門郡の地にあつたと断定するが、その理由は在来の説と全く異なる。

もし以上に示した新解釈が正しいとするならば、なぜ從來長い間初に示した三つの読み方が崩れず、第一の行路記事の読み方について新説が現れても成立しなかつたかと云えば、最初に述べたように三つの読み方が相互連関の關係に立っていて、その中の一つを否定しようとするならば、同時に他の二つを否定しなければならぬからであつた。三つの在来の読み方のうち、第一の行路記事の読み方は一見したところ誰にも全部連続的に読むのが自然であつて、伊都国の前後で読み方を変えねばならないことは、至の字の用法と行路の書式とを詳しく吟味して、初めて判明することがらである。中国の古の学者までが連続読みにした適

例は梁書であつて、伊都国以後の文体を原文とは全く変更して伊都国以前の文体と全く同一にしている。中国の学者すらこのとおりだから、わが国において前記第一の読み方が動かなかつたのは、むしろ当然であつたと云いうる。日本書紀はこの読み方に従うているので、ヤマトという地名の同一と相まって、いわゆる近畿説の伝統を生じた。この読み方が正しいならば、伊都国において邪馬台国までの距離に関する魏の帶方郡使の所聞に錯誤があつたか、又は魏志の記述に過失があつたか、どちらかが原因になつて、里数の千五百里と日数の水陸合計六十日とのくいちがいを生じたのだと考えるのも尤もなことだから、南を南のままに最後の一月を一日に改めて邪馬台国の位置を求める説と、南を東に改めて邪馬台国は大和であるとする説とを生じたことは無理からぬことである。

第二の読み方である邪馬台国「女王国説は、日本書紀が邪馬台国を大和国とし、神功皇后を女王卑弥呼に見立てているのに由来する所があるが、それだけではない。九州説でも同じ読み方をしているのは、対馬国以下二十九国の全部が倭国を構成している」と見る第三の読み方を採用して

ることに結びついている。なぜなら、倭人伝には文初に「從郡至倭」として倭に赴く行路の叙述に入り、狗邪韓国のことを「到其北岸狗邪韓国七千余里」としている。「其北岸」が「倭の北岸」であることは云うまでもない。また卑弥呼は「親魏倭王」の金印を与えられたが、「倭王」が「倭国王」を意味することは、倭人伝の内容上明白と思える。それで「倭」と「倭国」とを同視しうるとする読み方が生ずるのは当然であるから、対馬国は倭国に含まれた国の初であり、国名の明らか二十九国、後漢書のいわゆる三十許国は凡て倭国に属し、倭国王を共に立てた諸国であるとする読み方が生じたのも無理からぬことである。そうして後漢書は倭国を女王国と同視しているのであるが、「自女王国以北」のことは一言もしていないのである。だがわが国の従来の学説は、第一の連続的読み方と第三の倭国観とを結合すると共に、邪馬台国を女王国なりとする第二の読み方を採用したから、倭国と女王国とを同視する後漢書との差を生ずると共に、後漢書が一言もしていない「自女王国以北」の解釈で重大な困難に遭遇する結果になつたのである。

第三の倭人伝の二十九国を全部倭国の構成国とする読み方については後漢書の誤との関係が深い。倭人伝における「倭」の字は倭人・倭国・倭地の基本的用語であつて、その意味はよほど吟味しないと誤に陥る。「親魏倭王」の倭は倭国の義に解することができようが、「其（倭）北岸狗邪韩国」の倭は既述のとおり倭地を意味する。だから後漢書の倭伝がその初に倭を倭国の義に用い、「使_レ馱_レ通_レ於_レ漢者三十許国、国皆称_レ王、世世伝_レ統、其大倭王居_レ邪馬台国」と書いた時、倭地と倭国とを混同していることは既考の如しである。第三の読み方はそれと同断の混同を繰返しているが、後漢書の右の倭国観がそれを誘致又は強化したと云つても差支えるまいと思ふ。また後漢書は倭国を大王国家の一種の如く見ていたようであり、それが後人の倭国観に影響を与えたように思える。だが後漢書は正当にも女王国と倭国とを同視している。そうして「自_レ女王国_レ以北」については一言もしていないので、後漢書が魏志倭人伝の対馬から邪馬台国までの各国の間の行路の記事をどのように読んだかは全く不明である。ただ「其地大較在会稽東冶之東」として、その点は倭人伝の「計_レ其道里、当_レ在

会稽東冶之東」に一致するから、行路の部分をわざと省略したことがわかる。だがこの点は、後漢書としては書く必要が無いほど倭伝は倭人伝よりも簡約だとも云えるし、対馬国以下の行路のことは、魏の時代になつてから帯方郡使が実地の見聞によつて初めて知つたことだから、後漢時代の歴史である後漢にそのことを書くことはできないという正当な理由をおびていたのである。

だがもし後漢書の撰者が魏志倭人伝の行路の記事について、「自_レ女王国_レ以北、其戸数道里可_レ略載、其余旁国遠絶不可_レ得詳」の「自_レ女王国_レ以北」はどこなのかと問われたら返答の辞に苦しんだことであろう。後漢書は女王国を倭国の異称と解していたから、「自_レ女王国_レ以北」は倭国以北にあり、対馬国よりも北方の韓土ということになる。だから「自_レ女王国_レ以北」には触れなかったが、その戸数道里を略載することのできる地方が「自_レ女王国_レ以北」だとすれば、その地方は対馬以下戸数と行路が記載された八國中に求めなければならず、それは後漢書がいう倭国即ち女王国の中だということにならねばならないので、再び後漢書の矛盾が暴露するであろう。行路記事を後漢書がどう

読んだか不明だが、連続的に読んだとすれば右の八国中の終の方のどれかが女王国にならざるをえない。そこで「女王之所都」であつた邪馬台国が女王国だという見方が生ずるのである。私は後漢書は倭の奴国を「倭国之極南界也」としているのを、倭人伝の文と対照して倭国と女王国とを同視していたと見ることに、前文に示すが如くであるが、三十許国を凡て倭国なりとし、加うるに行路記事を連続的に読んだとすると、邪馬台国を女王国だとするほかに途はなかつた。後漢書もそういう読み方をしたかも知れない。といふのはその後漢書では前記のとおり連続的に読んでゐるからである。ただ後漢書は「自女王国以北」については一言もしていなかつたので、後漢書の倭国は対馬国以下の三十許国を含むとする解釈が、「女王国」と「自女王国以北」との境界がどこであつたかという難問で苦しむことなしに済んでゐることは留意さるべき点である。

最初に掲げた(一)連続的読法と(二)邪馬台国、女王国説と(三)倭国は二十九国全部を含むという読み方との三者は、既に論証したように三つとも誤つてゐるのであるが、三つの誤解の集積或は「しわよせ」が「自女王国以

北」について、甚だしい誤解の形をとつて現れてゐる。従来の通説は対馬国から邪馬台国までの南北に連続する行路上の諸国の中、邪馬台国(女王国)の北なる投馬国までの七国が、倭国(二十九国全部)の中の「自女王国以北」であるとしてゐる。だがこの説が「自女王国以北」の位置を決定するための条件である「其戸数道里可略載」において云う「略載」の意味といかに根本的に矛盾し、またこの説にもとづく投馬国の位置が、近畿説でも九州説でも「自女王国以北」の諸国を檢察した一大率の所在地との關係や地理的条件から見ると、いかに不自然で納得しがたいものであるかは、前文で論述したとおりである。魏志倭人伝不可解の理由の最も重い原因は実にこの「自女王国以北」の解釈を誤つてゐる点に存するのであるが、従来はこの点についてなんらの疑問符も与えられてゐない。それは前記の第二の読み方である邪馬台国、女王国説と第三の倭国は二十九国の全部を含むとする読み方とが不動であつたがために、第一の対馬国以下の行路記事について伊都国以後は列挙的だといふ新説が生じてもそれをして不成立に終らしめると共に、三つの旧来の読み方が結合すると当然発生す

べき「自_レ女王国_一以北」に対する解釈について疑問符を投ずる余地が存在しなかつたからである。

倭国が何であるかを知るにはこの国が諸国が共に共同の国王を立てた連合国家であつたことを知ることを要する。

女王国が何であるかは女王が倭国王以外の何者でもなかつたことを知ることを要する。この両者を理解すれば、女王国は倭国の別名以外の者ではなく、邪馬台国は倭国の国都の所在地であるにすぎないことが分かる。伊都国以後四国の行路の記事は連続的には書かれていないで、伊都国を起点にして列挙的に読まらるべきものである。従つて「自_レ女王国_一以北」の位置は、南北に連続する行路上において求めることはできない。戸敷道里の「略載」という条件にかなうかどうか、並に伊都国におかれた一大率の検察の下におかれて、それを畏憚するような諸国のあつた地方という条件にかなうかどうか、という二つの条件に合格する地方が「自_レ女王国_一以北」の地方だつたと云わねばならない。このうち第一の条件たる戸敷道里の「略載」は、倭人伝の書式が前漢書に従うているので、前漢書の西域伝における諸国の戸敷道里の記載の「詳実」なる標準に照して考定さ

るべきものであつて、前文に詳述したようにそれは不弥国までの諸国である。また第二の一大率の検察に服した地方という条件は、倭国即ち女王国は最初から諸国が共に倭国王を立てたことによつて成立し且つそれによつて存続した連合国家即ち連邦であるから、之を構成した各国は国内において自主の権を有した国であることを必要としたので、女王国の官が置かれたり女王国に「統属」して自主の権なき王を有したのに止まる不弥国までの九州北岸地方の六国の如きは女王国に属せず、女王国が特においた一大率の検察に服するという条件を充たす地方であつたと云わねばならない。だから「自_レ女王国_一以北」たるに必要な二つの条件を充たす諸国は、不弥国までの六国の地方であつたと断定することができる。

対馬国から邪馬台国までの行程記事のうち、伊都国以後を列挙的に読むべきことについては、既に榎教授によつて主張され問題になつたことであるが、「自_レ女王国_一以北」の解釈は従来全く問題にされなかつた。だが倭国である「女王国」と「自_レ女王国_一以北」との区別を正しくすることは、倭国本土の範囲をただし、倭国とその属領との関係

を知るために必要不可欠である。従来、諸説が不弥国を界にしてこの區別を立てず、且つ兩者の国制上の差違を明らかにせしめず、対馬国以下二十九国を凡て倭国の中に収めたことは、例えば衣服の上衣と下衣とを縫いつけて一つにしたような過誤であつて到底衣服としての用をなさない。

倭人伝が不可解であつた主要な原因がここにあると思う。

従来この点が不問に附せられたのは、三つの誤つた読み方の結合のためにこの最も重要な區別の存在が、裏面に逐いやられて表面化しなかつたがためである。殊に後漢書流に三十許国の全部を倭国のグループの中に収める読み方を踏襲するならば、「自女王国以北」は永久に倭国即ち女王国から離れた地方であるという事実が没却し去られ、倭国の眞の構成は不明のまま忘却し去られざるをえないのである。倭国なるものは自主の権を有した諸国王が連合して共同の国王を立てることによつて成立した連合国家即ち連邦であつた。だからその中に倭国王即ち女王国王が任命した長官がその国を支配した諸国や、又は倭国王を上長として世々に「統属」し隷属して名義に止まる国王を有したような国を包含してはいなかつたはずである。沉んや大王

国家又は古代専制国家のたぐいではなかつた。女王国と女王国より以北との區別を正しくすることは、ひとり倭国に關する政治地理上の問題であるに止まらず、倭国の構造と本質とを明らかならしめるためにも必要不可欠であると云わねばなるまい。^⑤

魏志倭人伝の正しい解釈のためには、その中に書かれた戸敷道里などの記載は、前漢書の地理志・西域伝・西南夷伝の先例に従うているから、その書式に従うて倭人伝の原文を読むことが必要である。ことに伊都国以後の行路記事の理解は前漢書西域伝における各国の地誌の記載法を離れては、満足に行なわれえないであろう。また倭人伝に書かれた倭国即ち女王国の国制についての理解は、この国が諸国王が連合して倭国王を共に立てた国家（連邦）であることの法理をただすことによつて得らるべきものであり、そのためには魏志の烏丸鮮卑東夷伝に見られる類例を参考することが必要であろう。^⑥ そうした方法による倭国の本質の理解によつて初めて、「女王国より以北」とよばれた地方についての認識を正しくことができ、併せて投馬国が倭国の本土に属しない理由も判明するであろう。このように

論ずることが許されるならば、これまで魏志倭人伝が難解であった理由は、戸数道里等に関する書式と倭国に関する法理とについての認識の不足に在り、広い意味の規範的取扱が行なわれず、各人の着想が幅をきかせすぎた所に存する。また後漢書倭伝の倭国観が魏志倭人伝に対する一個の解釈たるに止まるにかかわらず、それを恰も根本史料であるかの如くに取扱ひ、倭国の地理及び構成についての認識を誤つて来たことを重視せざるをえない。

- ① 倭人伝の解釈という点では、後漢書の撰者と我々との間に差別はない。後漢書倭伝が倭の奴国及び倭国王帥升等の來獻の記事以外で、倭に関し魏志の倭人伝と内容を異にした史料を有するとすれば、勿論後漢書に長所を譲らねばならないが、兩伝を比較したところ、ならその形跡はない。「使賦通於漢者三十許国」が倭人伝の「今使訳所通三十国」に由来するはもとより、「多寿考、至百餘歲者甚衆」、「固多女子」、「桓・靈間、倭国大乱」、「自女王国東、渡海千余里、至拘奴国、云々」など、みな倭人伝と同一内容の史料を基にして、或は誇張し或は作為したものであると云うべきであらう。倭人伝の解釈という点では、我々は後漢書よりも厳正に史料批判を行い、また比較史的方法や考古学の知識を利用して、倭人の社会及び国家を後漢書よりも正確に考察することができるとであらう。
- ② 後漢書の別本には倭国王帥升を倭面上国王帥升とし、北宋版

通典には倭面土国王帥升としている。そして倭面土国の方が原形だろうと云われている。倭国の建設は恐らくこの直前であり、倭国王帥升の倭国王という表現は誤っているが、流布本にそうした表現が生じたということは無意味ではなからう。

- ③ 王鳴盛「後漢書集解」・「七氏後漢書」・「史通」・内藤湖南『支邦史学史』参照。

- ④ 大王国家的倭国観は大和説に利用されてきた。後漢書の「国皆王を称す」は原則を云ったので例外も認める表現なのかも知れぬ。注意すべきは、伊都国王を女王国王(倭国王)の共立に参加した国王と見ていたことで、これは本文に述べているように明かに伊都国についての認識を誤っている。

- ⑤ 伊都国王は「国皆王と称す」の中に属したに相違ないが、世の王が皆女王国王に「統属」したのは上官に対する下官の如くに隷属したことを意味し、自主権ある連邦の一員としての国王でなかったことを示す。後漢書がこの国を倭国の構成員にしてゐるのもまた、倭国を大土国家視していた地味である。

- ⑥ 後漢書の撰者范曄は宋書夷蛮伝の倭の五王時代の初期に後漢書を撰んだかも知れぬ。宋の武帝永初二年(四二一)に倭国王諡が初めて宋朝に修貢した時は、彼の歿年(四四五)よりも二四年前のことであった。だから彼は魏志の倭国の位置について魏志所伝の位置よりも東の方に当たると思ったかも知れぬ。狗邪韓国の位置について、魏志は「其(倭)の北岸」としているが、後漢書は「其(倭)の西北界」としている。狗奴国を女王国の東方海上千余里にあるとしたのも、そうした東方的感覚が

作用しているかも知れぬ。後漢書は倭国と女王国とを正当に同視していたが、光武帝に朝貢した奴国を倭国の極南界即ち二十一国の最後の奴国に当てていたから、光武帝から国王の印綬を賜わった大國が極南界にあって、更にその南に狗奴国があるというようなことはありえないと考えたかも知れぬ。それでこの狗奴国を女王国の東方海上の倭人の國だろろうとしたのかも知れぬ。だがこのような狗奴国の扱い方のうちに倭地について魏志よりも東方にある倭地という感覚が作用しているように思える。だが後漢書は魏志と同様に邪馬台国を会稽の東冶の東方に当たるとしている。

⑦ 拙稿「卑弥呼等倭の女王国王の共立」『龍谷大学経済学論集』一九六一年一月号。

⑧ 晋書帝紀には西晋の武帝の泰始二年（二六六）の倭人の來獻を伝え、日本書紀神功皇后六十六年条註所引の晋起居注には、このことを「倭女王」が貢獻したこととしている。女王は台与であろう。だがその後は絶えて倭人のことが見えぬ。晋書に東夷の十七國とか二十國とか三十余國とかいう多数の來獻を伝えている中には、連邦としての倭國が解体した後の倭人の小國を含んでいるのではないだろうか。

⑨ 統原の語義については、拙稿「倭の女王国の國家的本質」『大倉山論集』八（昭、三五年七月）頁八六に呉志の用例によつて説いたように下官が上官に服属するが如く上長の指揮・支配の下に立つことである。だから伊都國は対馬・一支などと同様に女王国王の支配下に隸属した國であつて、女王国王（倭

王）の共立に参加した國ではなかつた。

⑩ 拙稿「倭の女王国と部族国家との關係」五、二世紀初頭における倭國の成立過程『法制史研究』一三（一九六二）頁一六二。

⑪ 山田孝雄「狗奴国考」『考古学雑誌』一一一九。

⑫ 例えば斯馬國は伊都國の北の志摩郡にあつたであろうし、呼邑國は日向兒邑郡の地の子湯臈だつたであろう。そうだとするとこの二國には官のみあつて王はなかつただろう。之に類する例がほかにも幾つかあつたものと思う。

⑬ 和辻哲郎氏の『日本古代文化』は、大正九年までは卑弥呼の「共立」を記述したが、昭和一四年の改版本になるとそれを輕視して言及せず、女王国を統一の行政組織あること大和王国の如きものなりとし、一大率を大宰府に似たりとしている。

⑭ 拙稿「卑弥呼等倭の女王国王の共立」前掲註⑦。

⑮ 拙稿「女王卑弥呼の倭国統治」『龍谷大学経済学論集』二卷一號、一九六二年七月。

⑯ 「以北」の正しい読み方は前漢書の西南夷傳の初に「自女王国以北」と同一の書例があり、「以北」の中に女王国を含めなくてはならない。従來の倭人伝の読み方も之に従うている。拙稿、「魏志倭人伝における前漢書の道里等書式の踏襲」『史林』一九六二年第五号、頁一〇二。殊に後漢書の場合、倭国・女王国を「以北」の中に入れたらあとには何もものこらぬ。

⑰ 後漢書が「自女王国以北」について何も書かなかつた理由として、伊都國が倭との往來上重要地点であつたのは魏の時代になつてからのことであるから、伊都國におかれた一大率の檢

察をうけた「自女王国以北」の存在は、後漢時代の記事とすることはできないという理由をあげることができる。

⑮ この点をつつくと後漢書は魏略と魏志の倭についておそまつな読み方をしたか、ずるい逃げ方をしていると云えよう。

⑯ 註⑳ 拙稿、「魏志倭人伝における前漢書の道里等書式の踏襲」、「史林」一九六二年第五号。頁一〇〇—一〇一。

⑰ 夫余と挹婁とは国境において相接したが、両者の間は千余里だとあるのは、两国の治所間の距離をさすのである。拙稿「邪馬台国問題の解決のための補説」『史林』一九六〇年第二号、頁一二六。

⑱ 之は一大率を大宰府の帥に当てる説を是認するのではない。「女王国より以北」は女王国の属国であった。九州の北部と中部にまたがった部族群が作った国(倭国Ⅱ女王国)に征服された北部海岸地帯の諸部族の諸国家があった地方だから、一大率は戦前の朝鮮総督や台湾総督に似た女王国の官であった。

⑳ 榎一雄、「邪馬台国」頁五〇—五二。

㉑ 井上光貞、「日本国家の起源」頁六七。

㉒ 註㉑ 拙稿。頁九一、九二、九六、九九、一〇二、一〇五。

㉓ 拙稿、「邪馬台国問題の解決のために」『国史論集』(一九五九)所収。「魏志倭人伝行程記事の解説」『日本古代史論集』(一九六〇)所収。

㉔ 本居宜長は馭戒概言で伊都国以後の至を距離でよんでいるが、全体としては連続する記事としている。

㉕ 註㉑ 拙稿、頁九六。

㉖ 延喜式、主計上、○備後国、行程上八日下四日、海路九日。

○安芸国、行程上十四日下七日、海路十八日。

㉗ 日向の妻を投馬に当てる説は本居翁に始まる。私は『史学雜誌』六二編九号に初めて「魏志の倭の女王国の政治地理」を発表した時から、この説によっている。但、読み方は本居翁と全く異なる。

㉘ 註㉘の備後及び安芸から京都に赴く海路の日数が参考になるであろう。長門からだと二十三日であった。それらを或は長くし或は短かくした整数を想定すると、この場合に於てはまるであらう。

㉙ 師古の註「翔与詳同、假借用耳」と見える。

㉚ 例えば、○且末国、王治且末城。去长安六千八百二十里、戸二百三十、口千六百一十、勝兵三百二十人(下略)。なお本文中先にあげた大宛国の例を参照。

㉛ 岩波文庫本では、この場合の可を「可り」と読んでいるが、推定でなく略載と見られたからである。だが「可り」という意味の表現は、一大(支)国について「有三千許家」としているように、許の字を用い且つ「有」としている。「可」は「有」に对照さるべき推定の表現である。

㉜ 「其余旁国遠絶、不可得詳」は、投馬・邪馬台の二国をも「其の余の旁国」の中に入れていたのである。この二国は本文中に記載したとおり、「略載」の条件に協わない上に、邪馬台国については倭人伝所述の水行十日と陸行一月とがアンバランスである。また日向の妻に於ては投馬国は伊都から初は東進し

た後九州の東海岸に出て遠く南下する水行二十日にあたる行路は廻り路であり、他方邪馬台国の位置が伊都から九州の北海岸を西に廻り西海岸を更に有明湾に入つて北進した所にあるというのと共に、倭人の説明を聞いただけでは甚だ分かりにくい。魏志は水行の方は倭人から聞いた数字を掲げる方針であつたといはいえ、このようなこみいった行路だということも「不可得詳」と述べたことの理由である。

- ③⑤ この境界は斯馬国以下所在不明の二十一の国名をどこに求めるかで動くであろう。筑前で不弥国よりも南にあつた国がないとは今のところ断言できぬ。鳥奴国を大野郡とすると豊後に求むべきだが、筑前の大野郡は天智四年及び文武二年の大野城の故地であるが、和名抄の御笠郡に属し、不弥国よりも南で筑前に属した。

③⑥ 註⑫⑮参照。

③⑦ 拙稿、「倭の女王国の政治地理」『史学雑誌』六二編九号。

③⑧ 拙稿、「日本原始の部族及び部族郡とそれらの国家形成」、

『龍谷大学経済学論集』三二二、一九六三。

③⑨ 拙稿、「倭の女王国の国家的本質」『大倉山論集』八、一六〇。及び註⑦「共立」論文参照。

④⑩ 拙稿、「第二〇三世紀における倭人の社会」『史林』一九六二、第二号。なお『法制史研究』第一二号、一九六二・五所収の「倭の女王国と部族国家との関係」には、東胡及び東夷における部族国家の形成過程及び三韓の部族国家群とその連合体の形成について述べ、それらと比較して、倭の部族国家群とその成長段階を考え、二世紀初頭における倭国の成立過程を論じ、部族国家としての第三世紀の倭の女王国について述べた。また倭人伝に見える九州の倭人の部族及び部族群の国家形成を、タキツスのゲルマニア誌のそれに比較した試作は、拙稿、「日本原始の部族及び部族郡とそれらの国家形成」『龍谷大学論集』三の二、一九六三—一〇参照を乞う。

(龍谷大学教授)

Explanation of the *Wei-chih-wo-jên-ch'uan* 魏志倭人伝
Faithful to the Original

by

Kenji Maki

The object of this article is to prove the close relation of the erroneous view on Japan (倭) in *Hou-han-shu-wo-ch'uan* 後漢書倭伝 to the difficulty of reading correctly the original sentences and phrases of *Wei-chih-wo-jên-ch'uan* 魏志倭人伝, notwithstanding the former book has been emphasized as a cardinal resource for the study of ancient Japan (倭) beside *Wei-lüo* 魏略 and *Wei-chih* 魏志, and to explain the traditional interpretations are wrong in the fundamental points, and then to offer the new interpretation faithful to the original sentences and phrases of the *Wo-jên-ch'uan* 倭人伝. The most important part of our opinions is the new reading of the words 「自女王國以北」, “northern district outside of the Queen State.” The weak point of the former study is lack of normal recognition about what form was used by the *Wo-jên-ch'uan* of writing the number of houses and distances and what legal principle was taken by it of writing the Japan's formation. This ancient Japan (倭) was not a single kingdom, but a federation.

A Study of the System of Buddhist Government
Priest in ancient Japan

by

Encyō Tamura

Buddhism was introduced into Japan from Korea in 538, but successive emperors hesitated to accept the exotic religion for about 90 years. The *Soga* family took the initiative in Buddhist activities and built the *Hōkōji* temple that was the finest and largest Buddhist temple at that time.